

工事名： 那覇国際コンテナターミナル舗装工事（R8）

質問内容	<p>1. 現場説明における条件明（那覇国際コンテナターミナル舗装工事（R8）では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工種区分が「港湾整備工事」→「港湾構造物工事」 ・施工地域・施工場所が「重要港湾・地方港湾(1)1」→「重要港湾・地方港湾(1)」では、有りませんか。 <p>那覇国際コンテナターミナル舗装工事（R7-2）では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工種区分が「舗装工事」 ・施工地域等区分が「市街地（DID補正）（1）1」 <p>となっていますが前回工事と今回工事と諸経費条件は、違いますか。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	--



回答
<p>1. 指摘のとおり誤りがあるので訂正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区分が港湾整備工事で主たる工種は「<u>構造物工事(港湾)</u>」となります。 ・施工地域・施工場所は、「<u>重要港湾・地方港湾（1）</u>」となります。 <p>2. 上記1のとおり、前回工事と諸経費条件は違います。</p>